重点戦略マネジメント実施要領

第１　目的

栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」（以下「元気発信プラン」という。）に掲げた将来像実現に向け、県民とともに５つの重点戦略を推進するため、「重点戦略マネジメント」を実施する。

第２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）プロジェクト

元気発信プランに掲げる、５つの「重点戦略」における「プロジェクト」をいう。

（２）重点的取組

元気発信プランに掲げる、重点戦略における「重点的取組」をいう。

（３）取組

重点的取組を具現化するための取組（元気発信プランにおいて〇又は☆印で記載した「主な取組」など）をいう。

第３　実施対象

重点戦略マネジメントは、プロジェクトを対象として実施する。

第４　役割

１　主務担当部局

プロジェクトごとに主務担当部局を置き、別紙のとおりとする。

２　マネージャー

（１）事務を効率的に進めるため、総合政策課及び主務担当部局幹事課に担当者であるマネージャーを置く。

（２）マネージャーは、マネジメントを統括する総括マネージャーと、第５に定めるマネジメント調書の作成及び関係部局、課室間の調整を担う担当マネージャーとする。

（３）総括マネージャーは、総合政策課にあっては政策企画監、主務担当部局にあっては総務主幹の職にある者とする。ただし、会計局及び警察本部にあってはこの限りでない。

（４）担当マネージャーは、総合政策課にあっては政策企画・地方創生担当の職員、主務担当部局にあっては企画調整担当等マネジメントを担当する部署のチームリーダー等とする。

第５　実施方法

プロジェクトを対象に、現状評価を行うとともに、解決すべき課題を抽出し、取組の見直しや立案を行い、予算編成や組織改編に反映させ、推進を図る。

１　現状評価

（１）主務担当部局は、関連部局と調整を図り、プロジェクトの成果指標の達成状況を踏まえ、取組の成果と課題を明らかにすることにより現状評価を実施し、「プロジェクトシート」（別添様式１）にまとめ、結果を政策経営会議に報告する。

なお、成果指標の目標達成度の判定基準は、別に定める。

（２）総合政策課は、部局が行った現状評価に、全庁的な視点を加えた現状評価を行い、プロジェクトシートにまとめ、内容を政策経営会議において協議し、確定する。

２　課題抽出

（１）プロジェクトの目標達成を図るため、総合政策課は、現状評価の結果を踏まえ、課題を抽出し、「課題シート」（別添様式２）にまとめ、政策経営会議幹事会（以下「幹事会」という。）で調整を図った上で政策経営会議に諮る。

（２）政策経営会議において協議し、取組の見直しを行うべき課題及び取組を新たに立案すべき課題を決定する。

３　取組の見直し及び立案

（１）担当部局は、上記２で決定された課題について、取組の見直しや立案を行い、取組検討シートを作成する。主務担当部局は担当部局の「取組検討シート」（別添様式３）をとりまとめる。

（２）総合政策課は、担当部局の取組の見直しや立案に際し、より効率的かつ効果的になされるよう、部局間の連携、調整を進めるとともに、幹事会と事前調整を図るなど積極的に支援する。

４　取組の実施方針決定

（１）総合政策課は、担当部局が見直し及び立案した取組について、幹事会で調整を図りながら、プロジェクトのより効果的な推進の観点から、取組の適否等を示した実施方針案を作成する。

（２）立案された取組及びその実施方針案は、政策経営会議において内容を協議し、実施方針を決定する。

５　予算編成及び組織改編等への反映

（１）担当部局は、上記４の（２）で決定された実施方針に基づき、予算及び組織改編等の要求を行う。なお、実施方針が決定された取組は、知事政策枠である重点戦略対応事業として所要額の予算要求ができるものとする。

（２）幹事会構成課室は、要求のあった取組について、必要な調整を行った上で予算編成や組織改編に適切に反映する。

（３）反映状況については、幹事会構成課室が政策経営会議に報告し、承認を得ることとする。

第６　県民満足度調査

現状評価の客観性を高めるため、県民満足度調査を行う。

第７　実施状況の公表

県民の県政への理解促進と多様な主体による協働を広く展開し、県民とともに５つの重点戦略を推進していくため、プロジェクトの現状評価及び取組の内容を県民が理解できる

よう工夫して資料を作成し、県のホームページに公表する。

第８　その他

その他重点戦略マネジメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要領は、平成 23 年５月 30 日から実施する。

２　「とちぎ政策マネジメント実施要綱（平成 13 年４月 24 日施行）」及び「とちぎ政策マネジメント実施要領（平成 13 年４月 24 日施行）」は、廃止する。

附　則

この要領は、平成 28 年４月 20 日から実施する。